

京都市告示第452号

地方自治法施行令第158条第1項の規定に基づき、平成29年11月18日から同月26日まで、いであ株式会社大阪支社を京都市公金収納受託者とし、京都市上下水道局資器材防災センター（南区上鳥羽鉾立町11番地3）に開設する観光バス臨時待機場に係る入場券の収納事務を委託します。

平成29年11月16日

京都市長 門川大作
(都市計画局歩くまち京都推進室)